

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
陸上無線通信委員会（第 39 回） 議事録（案）**

- 1 日時
平成29年10月5日（木） 14:00～15:10
- 2 場所
中央合同庁舎第2号館 総務省8階 第一特別会議室
- 3 出席者（敬称略）
主 査：安藤 真
主 査 代 理：浜口 清
委 員：森川 博之
専 門 委 員：飯塚 留美、市川 武男、伊藤 数子、大寺 廣幸、小花 貞夫、
鈴木 薫、玉眞 博義、田丸 健三郎、中原 俊二、松井 房樹、
松尾 綾子、三谷 政昭、矢野 由紀子、吉田 貴容美
オ ブ ザ ー バ：（無線 LAN 作業班主任）梅比良 正弘
（本多専門委員代理）高岡 晴生
事務局（総務省）：（基幹通信室）長嶺基幹通信室長、馬場課長補佐、柏崎第一マイクロ係長
（移動通信課）杉野移動通信課長、石黒課長補佐、和田第一技術係長、
小柳システム企画係長

4 配付資料

資料番号	資料名	作成者
資料 39-1-1	陸上無線通信委員会（第 36 回）議事録（案）	事務局
資料 39-1-2	陸上無線通信委員会（第 37 回）メール審議概要（案）	事務局
資料 39-1-3	陸上無線通信委員会（第 38 回）メール審議概要（案）	事務局
資料 39-2-1	委員会報告（案）「5.2GHz 帯及び 5.6GHz 帯を使用する無線 LAN の技術的条件」	5GHz 帯無線 LAN 作業班
資料 39-2-2	委員会報告（案）「5.2GHz 帯及び 5.6GHz 帯を使用する無線 LAN の技術的条件」（概要）	5GHz 帯無線 LAN 作業班
資料 39-3	陸上無線通信委員会運営方針	事務局
資料 39-4-1	「気象レーダーの技術的条件」の検討について	事務局
資料 39-4-2	「気象レーダーの技術的条件」に関する調査の進め方（案）	事務局
資料 39-5-1	「900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件」の検討について	事務局
資料 39-5-2	「900MHz 帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件」に関する調査の進め方（案）	事務局
資料 39-6-1	「920MHz 帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」の検討開始について	事務局
資料 39-6-2	「920MHz 帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」に関する調査の進め方（案）	事務局
参考資料	情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会 構成員	事務局

5 議事

(1) 前回議事録案の確認

事務局より資料 39-1-1、39-1-2 及び 39-1-3 に基づき説明が行われ、（案）のとおり了承された。

(2) 委員会報告(案)「5.2GHz帯及び5.6GHz帯を使用する無線LANの技術的条件」

無線LAN作業班・梅比良主任より、委員会報告(案)「5.2GHz帯及び5.6GHz帯を使用する無線LANの技術的条件」について、資料39-2-1及び資料39-2-2に基づいて説明が行われた。なお、主な質疑等は以下のとおり。

- 市川専門委員 : 2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が控えており、無線LANの活用範囲が広がる本報告は大変重要なものだ。特に5.2GHz帯の屋外利用に当たっては、いま使われているスマートフォンがそのまま屋外で利用可能となるので、既存業務との共用とユーザの利便性を両立した画期的な提案であり、是非進めて頂きたい。
- 安藤主査 : 賛同のご意見と受け取る。
- 松井専門委員 : 総量管理のために免許制度も導入するのか。
- 事務局 : 本来、免許制度の手続きを簡素化するために登録局制度が設けられていたが、今回は、免許不要局から登録局にする初めてのケースと理解している。免許制度の下での登録局制度であるが、実際の制度運用としては、5頁の「制度化に向けた諸課題」に記載しているように、登録局制度を前提として進めることになると想定している。
- 松井専門委員 : 資料39-2-1の54頁で移動衛星業務との共用検討について、無線LANの稼働率を1%と5%のうち5%を採用しているが、1%を採用した方がより多く使用できると思うがどうか。
- 梅比良主任 : 移動衛星業務との共用条件については、ITU-Rで勧告が出ており、稼働率は安全を見込んで5%を採用している。
- 事務局 : 補足させて頂くと、報告案では共用検討条件として1%と5%のパターンを想定した場合の結果を示しており、実際の稼働率をこれらの数字で制限するというものではない点にご留意頂きたい。
- 鈴木専門委員 : 高出力データ通信システムが導入された際、我が国で運用可能な台数はどの程度のオーダーになるのか。
- 事務局 : 無線LAN機器のメーカーや設置業者と議論したところ、現時点では数十万台になると想定している。また、移動衛星業務との干渉に関しては、問題とならない程度に余裕のある台数になると見込んでいる。
- 小花専門委員 : 2020年に海外製品の無線LANが国内に持ち込まれるような際、整合性を図ることはできるのだろうか。資料39-2-2の5頁に「国際標準化機関の動向に注視する」とあるが、5.6GHz帯の国際的な動向はどのようになっているのか。
- 事務局 : 5.6GHz帯の上空利用はラジコン業界からの要望によるものであり、国内では上空利用が制限されているために今回見直すものである。海外からの持ち込み端末はスマートフォン等を想定しており、持ち込み端末を上空で使用することは考え難く、オリンピックとは無関係になると考えている。
- また、ITU-Rの無線通信規則(RR)では上空を含めて屋外利用が可能であり、他国で5.6GHz帯に関する動きはないと認識している。
- 安藤主査 : 資料39-2-2の4頁で端末の説明があり、登録局と通信する場合は免許・登録不要となっているが、登録局と通信しない場合というのは従来の無線LANと通信する場合のことを指すのか。
- また、高出力データ通信システムが導入されると、アクセスポイントを選択する際、端末の画面には登録局と登録されていない局と一緒に表示されることになると思われる。基本的に、ユーザはどのアクセスポイントと接続してもよいのだろうか。
- 事務局 : 登録局と通信しないケースというのはご指摘のとおりであるが、4頁の表の下になお書きで、従来の小電力データ通信システムの端末も登録局と通信する場合は屋外で免許不要のまま使用可能としている。実際の運用の際、端末側はユーザが特に

意識せずとも免許不要で使用可能となることを想定しており、アクセスポイントを設置または運用する場合には、免許・登録を意識する必要がある。

安藤主査： 「高出力データ通信システム」という名称は、報告書が完成したらこの名称で分科会に報告するのだろうか。

事務局： 現時点では仮称とさせて頂いている。なお、現在の小電力データ通信システムとは異なり、免許・登録が必要なシステムという観点からは区別が必要と考える。

安藤主査： 特に皆様から修正等のご意見はないため、この後に1ヶ月間パブコメを実施したい。もし特段の修正等あれば、今月10日までに事務局へ連絡して頂きたい。なお、修正内容については、主査に一任いただくということでよいか。

全員： 了。

(3) 委員会の所掌の変更について

事務局より、資料39-3に基づき、陸上無線通信委員会の所掌について、新規諮問案件の追加及び、制度化が終了した案件の削除について説明が行われた。

(4) 「気象レーダーの技術的条件」(平成29年9月27日付け諮問第2040号)の検討について

事務局より、「気象レーダーの技術的条件」の検討開始について、資料39-4-1及び39-4-2に基づいて説明が行われた。なお、主な質疑等は以下のとおり。

安藤主査： 検討の進め方、作業班の運営方針及び作業班の構成員については、資料39-4-2のとおりとし、川西氏に主任をお願いして具体的な検討を進めることをお諮りしてよいか。

全員： 了。

(5) 「900MHz帯自営用移動通信システムの高度化に関する技術的条件」(平成29年9月27日付け諮問第2041号)の検討について

事務局より、資料39-5-1及び39-5-2に基づいて説明が行われた。なお、主な質疑等は以下のとおり。

市川専門委員： ご説明の中にもあったが、携帯電話やRFID等の既存の無線局へ影響が無いように検討して頂きたいというのが一点。

もう一点は質問だが、今回900MHz帯MCAにLTEの技術を使用し、周波数利用効率を高めると説明頂いたが、LTE方式を検討することとなった理由として、900MHz帯MCAのユーザが増えてきているためと理解してよろしいか。

事務局： 自営通信網については、現在市町村や県、企業などが、防災用や事業運営用として独自に整備してきているところ。事業運営用の中には、携帯電話等のサービスを活用する一方で、万が一に備えて、多様な通信経路を構築して、通信を確保したいというニーズがあるため、MCA等の自営網の構築についてはこれからも需要が増えていこうと考えている。

なお、コメント頂いたRFID等の既存無線局との共用条件については、十分に検討させて頂き、ユーザの皆様が問題無く使える技術的条件にさせて頂きたく考えている。

質疑応答後、安藤主査より、資料39-5-2のとおり作業班を設置し検討していくことについて確認があり、(案)のとおり了承された。

(6) 「920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」の検討開始について

事務局より、「920MHz帯小電力無線システムの高度化に係る技術的条件」の検討開始について、資料39-6-1及び39-6-2に基づいて説明が行われた。

(7) その他

事務局から、次回開催は 11 月 9 日（木）に開催を予定しており、議題等については決まり次第連絡する旨の説明が行われた。

（閉会）